

維持管理に関する計画書（中間処理施設）

1 共通基準（下線部は規則）

No. 1

維持管理基準	維持管理計画
<p>(1) 囲い等</p> <p>ア 中間処理施設に係る敷地の周囲の囲いはみだりに人が立入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。</p> <p>(2) 表示等</p> <p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な処置を講ずること。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>(3) 処理能力に見合った処理</p> <p>ア <u>受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</u></p> <p>イ <u>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</u></p> <p>(4) 異常事態の対応</p> <p><u>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずること。</u></p> <p>(5) 定期点検、機能検査</p> <p>ア <u>施設の正常な機能を維持するため、定期的</u><u>に施設の点検及び機能検査を行うこと。</u></p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月一回以上おこなうこと。</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。</p> <p>(6) 飛散、流出及び悪臭の防止</p> <p>ア <u>産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な処置講ずること。</u></p> <p>イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止堤等の設備を定期的に点検し、保守管理を行うこと。</p>	<p>施設の周囲の囲いは、みだりに人が立入るのを防止するようにし囲いが破損した場合直ちに補修をする。</p> <p>出入口は一日の作業終了後は、必ず施錠をする。</p> <p>標識等は、見やすい状態にしておき、表示事項に変更が生じた場合は、速やかに書換え等を行うとともに破損した場合は補修をする。</p> <p>廃棄物の受入はトラックスケールで計量をして行う。</p> <p>施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。</p> <p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止させ廃棄物の回収など生活環境保全上必要な措置を講じる。</p> <p>施設の正常な機能を維持するため月に一回以上定期的に施設の機能検査及び保守点検を行う。</p> <p>処理後の廃棄物の性状を定期的に検査し施設の正常な機能が維持されるように運転管理をする。</p> <p>産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止するために廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止等の設備を定期的に点検し、保守管理を行う等、必要な措置を講じる。</p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>(7) 害虫等の発生防止</p> <p>ア <u>蚊、蠅等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。</p> <p>(8) 騒音及び振動の防止</p> <p>ア <u>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な処置を講ずること。</u></p> <p>イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。</p> <p>(9) 粉塵の発生防止</p> <p>ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉塵の発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な処置を講ずること。</p> <p>イ 集塵機等の機能検査を定期的に行うこと。</p> <p>(10) 放流水の検査</p> <p>ア <u>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</u></p> <p>イ 放流水の水質が、構造に関する基準別表1に掲げる項目に適合するように維持管理するとともに、原則として月1回以上の水質検査を行うこと。</p> <p>(11) 雨水等の流入防止</p> <p>施設内に外部から雨水が流入しないように必要な処置を講ずること。</p> <p>(12) 廃ガスの管理</p> <p>施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。</p> <p>(13) 搬入時の産業廃棄物の確認</p> <p>ア 搬入車両から産業廃棄物を受入れる前に、監視ゲート等により、搬入産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また必要に応じ産業廃棄物の試験検査により性状を確認すること。</p>	<p>蚊、蠅等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。</p> <p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じる。</p> <p>騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等について定期的に保守点検をする。</p> <p>防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検をする。</p> <p>施設の運転及び車両、重機等の運行における粉塵の発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講じる。</p> <p>施設からの放流水は雨水のみである。</p> <p>4槽式沈殿槽により処理をし、月一回以上の水質検査を行う。 (pH. BOD. SS)</p> <p>施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講じる。</p> <p>焼却施設の煙突からの排ガスにより生活環境保全上支障が生じないように、焼却施設を適正に管理し、ばい煙及びダイクソ類濃度を大気汚染防止法、ダイクソ類対策特別措置法及び廃棄物処理法に基づき定期的に測定します。</p> <p>産業廃棄物を受け入れる前に中間処理できる品目であるか確認するとともに品目以外である場合には返却する。</p>

維持管理基準	維持管理計画
<p>イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物の混入した産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者、収集、運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておくこと。</p>	<p>産業廃棄物の搬入については排出事業者、収集運搬業者と充分連絡をとる等の管理体制を確立する。</p>
<p>ウ 万一、受け入れた産業廃棄物中に中間処理できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。</p>	<p>受け入れた産業廃棄物の中に中間処理できない品目が認められたらすぐに返却する。</p>
<p>エ 産業廃棄物処理業者については、排出事業者の不明な産業廃棄物は受入れないこと。</p>	<p>排出事業者の不明な産業廃棄物は受入れない。</p>
<p>(14) 中間処理後の産業廃棄物の確認 中間処理後の産業廃棄物の性状については、原則として月1回以上の試験検査により確認を行うこと。</p>	<p>中間処理後産業廃棄物の性状については、月一回試験検査し確認をする。</p>
<p>(15) 防火 ア 構内での野外焼却は行わないこと。 イ 消火器その他の消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。 ウ 可燃性産業廃棄物を取り扱う場合には、火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。</p>	<p>構内での野外焼却は行わない。 消火器、その他の消火設備について、常に整備点検し、操作方法の訓練を行う。 火気取扱責任者を置き、終業後の点検、確認等の管理を行う。</p>
<p>(16) 管理事務所 事務所内には、許可証（写）を見やすいところに掲示しておくとともに、届出書（写）、帳簿又は伝票等を備えておくこと。</p>	<p>事務所内には、許可証（写）を見やすい所に掲示し、届出書（写）帳簿又は伝票等を備えておく。</p>
<p>(17) 管理体制 ア 産業廃棄物の中間処理に関する業務を適切に行うため、産業廃棄物処理管理者を選任し（産業廃棄物処理施設の技術管理者を置く場合を除く。）、管理体制を整備すること。 イ 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業員に対して十分な教育を行うこと。</p>	<p>産業廃棄物の中間処理に関する業務を適切に行うため、技術管理者を置き管理体制を整備する。 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、作業員に対し十分な教育を行う。</p>
<p>(18) 記録及び保存 <u>維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</u></p>	<p>維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。</p>
<p>(19) 事故時の補償 事故時においては、補償が十分にできるものであること。</p>	<p>事故においては、保障が十分にできるものに加入する。</p>

維持管理に関する計画書（中間処理施設）

1 個別基準（下線部は規則）

No. 1

維持管理基準	維持管理計画
<p>(1) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、及びその他の産業廃棄物の焼却施設</p> <p><u>ア ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</u></p> <p><u>イ 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式により産業廃棄物を焼却する焼却施設及び 1 時間当りの焼却能力が 2 t 未満の焼却施設にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を 800℃以上を保つこと。</u></p> <p><u>エ 焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。</u></p> <p><u>オ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</u></p> <p><u>カ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</u></p> <p><u>キ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</u></p> <p><u>ク 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内燃焼ガスを速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ケ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(クのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</u></p> <p><u>コ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</u></p> <p><u>サ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</u></p> <p><u>シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</u></p> <p><u>ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を規則別表第 2 (規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号ノ関係)に定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</u></p>	<p>外気遮断型連続廃棄物投入装置（10 m³/h）により投入する。</p> <p>燃焼バーナーで燃焼ガス温度を 800℃以上を保つ。</p> <p>焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却をする。</p> <p>バーナーを作動させ速やかに炉の温度を上昇させる。</p> <p>バーナーを作動させ炉の温度を高温に保ちながら廃棄物を燃焼し尽くす。</p> <p>連続温度記録計により測定及び記録する。</p> <p>燃焼ガス冷却塔により燃焼ガスをおおむね 200℃以下にする。</p> <p>連続温度記録計により測定及び記録する。</p> <p>冷却塔及び集じん器に堆積したばいじんを除去した後、密閉容器に保管をする。</p> <p>排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下になるように焼却する。</p> <p>一酸化炭素濃度連続記録計により測定及び記録をする。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類濃度を 5ng-TEQ/Nm³以下となるよう焼却する</p>

維持管理基準	維持管理計
<p><u>セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</u></p>	<p>排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上ばい煙濃度を6月に一回以上測定し記録する。</p>
<p><u>ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</u></p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。</p>
<p><u>タ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、規則第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出、貯留する。</p>
<p><u>チ ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</u></p>	<p>該当なし</p>
<p><u>ツ ばいじん又は焼却灰のセメント固加処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</u></p>	<p>該当なし</p>
<p><u>テ 火災の発生を防止するために必要な処置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</u></p>	<p>火災の発生防止のため消火器及び散水設備を備える。</p>
<p><u>ト 廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な処置を講ずるとともに、流出防止その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な処置を講ずること。</u></p>	<p>該当なし</p>